

苫小牧東部地域開発検討会開催要綱

(趣旨)

第1条 「苫小牧東部開発新計画の進め方について【第2期】」(平成20年12月17日国土交通省北海道局)(以下「進め方【第2期】」という。)策定後の苫小牧東部地域開発について、フォローアップを行うとともに、平成31年以降の段階的な開発の方向性について検討することを目的として苫小牧東部地域開発検討会(以下「検討会」という。)を開催する。

(検討事項)

第2条 検討会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 進め方【第2期】のフォローアップに関する事
- (2) 平成31年以降の段階的な開発計画(以下「次期進め方」という。)の方向性に関する事
- (3) 次期進め方の内容に関する事

(委員)

第3条 検討会の委員は、北海道局長が委嘱する。

- 2 委員の任期は、平成31年3月31日までとする。

(座長)

第4条 検討会に、座長を置く。

- 2 座長は、委員のうちから、北海道局長が依頼する。
- 3 座長は、会務を総理し、検討会を代表する。
- 4 座長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討会は、座長が招集する。

- 2 座長が必要と認めるときは、検討会に委員以外の者を出席させることができる。

(事務局)

第6条 検討会の事務局は、北海道局参事官に置く。

- 2 事務局は、検討会の運営に関する事務その他の事務を処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が検討会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成30年7月11日から施行する。